

介護保険法に基づく指定事業所の指定の取消しについて

1 概要

次の事業所について監査を実施した結果、不正請求の事実が認められたため、介護保険法第77条第1項及び第115条の9第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業所及び指定介護予防サービス事業所の指定を取り消すもの。

2 対象事業者及び事業所

(1) 事業者

法人名 医療法人旭会

(2) 事業所

名称 医療法人旭会そのだ訪問看護ステーション

所在地 兵庫県尼崎市東園田町2-48-7

事業の種類 訪問看護・介護予防訪問看護

3 指定取消日 平成30年4月30日

4 指定取消の理由

(1) 訪問看護

不正請求

訪問看護の提供開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けることなく、主治の医師の指示がない若しくは主治の医師を事業所が把握していないにもかかわらず、事業所の判断により訪問看護の提供を行い、居宅介護サービス費を請求し不正に受領した。

(2) 介護予防訪問看護

不正請求

介護予防訪問看護の提供開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けることなく、主治の医師の指示がない若しくは主治の医師を事業所が把握していないにもかかわらず、事業所の判断により介護予防訪問看護の提供を行い、介護予防サービス費を請求し不正に受領した。

5 介護報酬の返還

事業者が不正に請求し支払いを受けた介護給付費及び予防給付費を返還させるほか、当該返還額に100分の40を乗じて得た加算額を徴収する。

【返還額】 約158万円

以上

問い合わせ先

介護保険事業担当課(指定取消・返還金に関する事) 06-6489-6322

法人指導課(監査に関する事)

06-6489-6321